

令和6年度 若松中学校 生徒心得

若松中学校 目指す生徒像

「若中・地域の一員であることを自覚し、信頼される生徒」

行動目標

- ・ 相手に気持ちが伝わるような挨拶ができる生徒
- ・ いつでも人に注意できるお手本のような身だしなみの生徒
- ・ しっかりとマナーを守り誰が見ても恥ずかしくない生徒

（令和3年度 若松中学校生徒会創案）

1. 生活の心得

- (1) 時間を守ること。（5分前行動）
- (2) 気持ち良くあいさつをすること。
- (3) 学習に必要なもの以外（携帯・ゲーム機・マンガ・おかしなど）は持ってこないこと。
- (4) 昼食は自分の教室で、席について食べること。
- (5) 清掃は必ず全員で行い、自分の清掃区域を責任もってきれいにすること。
- (6) 清掃道具を大切に扱うこと。
- (7) 持ち物には必ず記名すること。
- (8) 貴重品は持ってこないこと。また、持ってきた場合は必ず担任に預けること。

2. 学習の心得

- (1) チャイム席を守ること。
- (2) 朝自習は8時30分から10分間である。担任の指示に従って静かに勉強すること。
- (3) 授業中は積極的に学習に取り組むこと。また、他人の学習を妨げるような言動はつつしむこと。
- (4) 教室移動や授業の準備は休み時間にすること。
- (5) 教科係は昼休みまでに授業連絡を確実に行うこと。

3. 健康の心得

- (1) 安全に気を配り、環境の整備に努めること。
- (2) 規則正しい生活を心がけ、健康の保持と増進に努めること。

4. 服装頭髪について（詳細は図を参照）

- (1) 学校指定の標準服を着用すること。
校内（校外学習を含む）では、所定の場所（左胸）に名札をつけること。
- (2) 靴、靴下
 - ・ 通学靴は運動シューズ、上履きは学校指定のものとする。
 - ・ 靴下は白・黒・紺のもの。（ワンポイント・ワンラインまで可、**式典時は白**）
 - ・ ストッキング・タイツは黒・ベージュ系とする。
- (3) 厳寒期の服装について
 - ・ 登下校に限り学校規定の防寒着を着用してもよい。（期間は気候に応じて定める）
- (4) 頭髪について
 - ・ 自然な髪型としパーマ類・染色などをしない。**清潔かつ学習や運動の妨げにならない髪型とする。（高校入試や面接などでもふさわしい髪型）**
- (5) 衣替え期間は設定しない。（気候に応じて適切に判断する）

5. 登下校について

- (1) 朝8時25分迄に登校し教室の自分の席に座ること。用事のない生徒は16時30分迄には下校すること。
- (2) 学校指定のカバンを使って登下校すること。自分の物と判断がつくように、キーホルダーの着用を一つ認める。形状や大きさも必要最小限になるようにする（缶バッジやぬいぐるみ付きなどは、キーホルダーとして認めない）。
- (3) 決められた通学路を通り、寄り道をせず、できるだけたくさんの友達と登下校すること。
- (4) バス通学は保護者の同意のもと、学校長の許可を得た生徒に限る。
- (5) 買い食いは禁止。
- (6) 自転車通学は禁止。

6. 校外生活について

- (1) 行き先、目的、帰宅時間などを必ず保護者に届けて、外出すること。
- (2) 生徒だけの外泊は禁止。
- (3) ゲームセンターなどの遊技場への生徒だけでの入場は禁止。
(条例では午後6時以降は16歳未満の少年は保護者同伴でなければ入場できないこと、午後10時以降は保護者同伴でも入場できないことになっている。)
- (4) カラオケボックス、映画、コンサートなどは、原則として保護者同伴で行くこと。
(条例では保護者同伴でも深夜に立ち入ってはいけないことになっている。)

7. 諸届けについて

- (1) 欠席、遅刻、早退、見学などは毎日の記録を利用するか、直接、学級担任の先生及び教科担任の先生に保護者を通じて連絡すること。(teturuによる連絡は8時25分までとし、それ以降は、直接、学校に連絡すること。)
- (2) 登校後は、許可無く校外へ出ることは禁止。やむを得ない場合は先生に届け、許可をもらうこと。
- (3) 本人、家族に事故などあった場合は休暇中でも学校に届けること。
- (4) 原則として、アルバイトは禁止。ただし、やむを得ず行う場合は、保護者の同意のもと学校長の許可を得ること。

服装・髪型のやくそく

【髪型】

- 自然な髪型を心がけ、パーマ類・染色などはしない
- 清潔かつ学習や運動の妨げにならない髪型とする。(高校入試や面接などでもふさわしい髪型)
- 肩にかかる髪は後ろで結ぶ
ハーフアップ○
団子結び○
- ゴムの色は黒・紺・茶のみ
ヘアピンは色や形が髪になじむもの、違和感のないように色とし、主に黒・紺・茶とする

- 眉毛を剃らない
眉と眉の間を整える○

- スカートの丈は膝頭よりも長くする(極端に長くしない)

- 通学用の靴に色の指定はないが、運動に適したものにする(ハイカット禁止)

- ベルトを必ず着用
- 色は黒・紺・茶で飾りのないもの

- ベストやセーターは気候に応じて適切に着る
- 学校指定のもの

- 名札を左胸につける

- その他
カラーコンタクト
二重まぶた形成化粧品
化粧
マニキュア
(ペディキュア)など
「おしゃれ」はしない
※身だしなみを整えることは必要です

- アンダーウェアは白・灰・黒の無地とする(胸のワンポイントまで○)
- アンダーウェアのハイネックは認めない
- ポロシャツはボタン・糸なども含め、全て白とする

- 靴下の色は白・黒・紺
(式典時は白)
ワンポイント ○
ライン(1本のみ) ○
くるぶしソックス ×
- ストッキング・タイツは黒・ベージュ系
- 上靴は学校指定のもの

令和4年7月、若松中学校では、令和3年度に生徒会が考えた「若松中学校目指す生徒像」を基本に、全校生徒で「若松中学校生徒心得」を見直し、学級討議および生徒総会で審議・決定しました。生徒心得は毎年見直すことを基本としており、次年度も見直しを継続していきます。